

## 給水装置工事主任技術者が行う自主検査項目

■水道法第25条の4第3項 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に履行しなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
4. その他厚生労働省令で定める職務

■水道法第25条の4第4項 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

	検査項目及種別	検査の内容 (適合または良いは○)	結果
自主 検査 項目	共通事項	1. 配管の口径、ルート、構造はよいか。	
		2. 図面に各部分の材料が記されているか。	
		3. 給水管及び給水器具は、性能基準適合品を使用しているか。	
		4. 給水管及び給水器具の位置は図面と整合するか。	
		5. 工事未竣工、器具等の未取付けはないか。	
		6. 所定の深さが確保されているか。	
		7. 継手箇所において、適切な接合・接続（トルク）がされているか。	
		8. 水の汚染・破壊・浸食・凍結等の対策はよいか。	
		9. 各種BOXは適正に設置しているか。	
		10. クロスコネクションがされていないか。	
		11. 給水管及び給水器具類は各製造者による設置仕様どおり取付け・設置されているか。	
	分岐～メーター	1. 穿孔部分にはコア等が施されているか。	
		2. 出水量はよいか。	
		3. 止水栓・メーター設置場所は基準書通りか。	
		4. 止水栓・メーター等は逆付け、傾きがないか。	
		5. 止水栓はボックスの中心で、操作に支障がないか。	
		6. メーターは検針・取替えが容易にできるか。	
		7. メーター等に異物（ノリ等）の詰まりはないか。	
	メーター以降	1. 配水管の水圧・水量等に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等に直結していないか。	
		2. ウォーターハンマーを発生する恐れのある給水器具を設置しようとしていないか。	
		3. 逆流防止のための給水器具の設置、吐水配管はよいか。	
		4. ストレーナー等に異物（砂・ノリ等）による目詰まりはないか。	
	機能検査	通水したあと、各給水器具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び出水量、動作状態などについて確認	
	耐圧検査	0.98Mpaによる水圧テストで漏水・抜け等の確認	
	水質の確認	臭気・味・色・濁りが観察により異常でないか。残留塩素 0.1 mg/ℓ以上	
	その他	申込者に対し、給水器具等の取扱い説明を行ったか。	
		配管ルート、竣工図について説明を行ったか。	
特記	(不具合箇所等の処理・その他)	給水装置工事主任技術者	
		自主検査日及び確認	年 月 日